

少年法「改正」法案の強行採決に強く抗議し、廃案を求める声明

4月19日、少年法「改正」法案は衆議院本会議で強行採決され、参議院に送付された。

与党が前日に衆議院法務委員会で強行採決に踏み切ったのは、修正案を提出してわずか数時間後であった。国民が修正案の内容を知る時間はまったくなく、もとよりまともな審理は行なわれていない。このような強行採決は、民主主義を踏みにじるもので断じて許されない。

政府は「改正」の理由に少年事件の低年齢化・凶悪化をあげているが、そのような現象は統計的に確認されていない。14歳未満の少年の起こす事件は減っているものであり、少年法を「改正」すべき立法事実は存在していないのである。

「改正」法案がはらんでいる問題点は、修正によってまったく解決していない。

第1に、少年院へ送致できる年齢を現行の「14歳以上」から「おおむね12歳以上」としているが、これでは小学生も少年院へ送致できることになる。また、人権を大きく制約をする手続の要件が、「おおむね」というあいまいな要件で定められてはならない。重大な結果を起こした子どもには、虐待やいじめなどで傷ついている者も少なくないのであり、温かい家庭的雰囲気の中で育て直す必要がある。厳しい規律のもとでの集団生活を強いる少年院は、幼い子どもの育て直しに適した施設ではなく、少年院送致の下限年齢は引き下げられてはならない。

第2に、14歳未満の触法少年について警察官による調査権限を明確化し、警察官に押収・捜索・検証等の強制捜査権限を付与している。子どもは、大人の威圧や暗示を受けやすく、捜査官が強要しなくとも虚偽の自白をしかねない。成人の取調に慣れている警察官による調査は、事実や動機の解明に適しておらず、冤罪を生むおそれすらある。子どもの特性を熟知している児童相談所が十分に調査できるように、人員や予算を拡充すべきである。

第3に、「改正」原案より要件を付加しているものの、保護観察中の少年が遵守事項を守らなかった場合に少年院送致ができるとしている。保護観察という処分を既に受けているのに、さらに少年院送致を認めることは二重処罰にあたるおそれがある。少年院送致の威嚇で約束の遵守を強要することは、少年と保護司・保護観察官との信頼を壊しかねず、保護観察制度の根幹を揺るがすことにもなる。

以上のとおり、今回の「改正」は、少年法の福祉・教育重視の枠組みを変質させ、警察権限を不必要に拡大強化するものであり、この危険な本質は修正案でも変わっていない。

私たちは、少年法「改正」案の強行採決に強く抗議するとともに、参議院が慎重審議のうえ「改正」案を廃案にすることを強く要求する。

2007年4月21日

自 由 法 曹 団

団 長 松 井 繁 明